



〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同項3イ中「八、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同項3ロ中「四、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に改め、同項備考第二号イ中「九、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、同表三の項1イ中「一〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表三の項1イ中「一〇、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同表三の項1イ中「一〇、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「一六、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「七四、〇〇〇」に、「五〇、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「二二〇、〇〇〇」を「一八三、〇〇〇」に、「一九〇、〇〇〇」を「二六〇、〇〇〇」に、「三八〇、〇〇〇」を「四八一、〇〇〇」に改め、同項1イ備考を削り、同項1ロ中「九、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に、「二五、〇〇〇」を「三八、〇〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「七一、〇〇〇」に、「四七、〇〇〇」を「一二二、〇〇〇」に、「一一〇、〇〇〇」を「一二七、〇〇〇」に、「一八〇、〇〇〇」を「二四八、〇〇〇」に、

床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件につき	三七〇、〇〇〇
-----------------------	-------	---------

床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件につき	四六九、〇〇〇
-----------------------	-------	---------

備考 申請に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機が含まれている場合は、当該昇降機一基につき四人、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については、二六、〇〇〇円）を加算する。

に改める。

別表第一二の表三の項2中「一三、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同項3中「九、〇〇〇」を「三三、〇〇〇」に改め、同表四の項1中「九、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改め、同項2中「一一、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に改め、同項3中「一五、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に改め、同項4中「二〇、〇〇〇」を「五三、〇〇〇」に改め、同項5中「三三、〇〇〇」を「六九、〇〇〇」に改め、同項6中「四五、〇〇〇」を「九一、〇〇〇」に改め、同項7中「一一〇、〇〇〇」を「一五一、〇〇〇」に改め、同項8中「一六〇、〇〇〇」を「二一四、〇〇〇」に改め、同項9中「三三〇、〇〇〇」を「四一六、〇〇〇」に改め、同表に次の附表を加える。

附表

--

区 分		単 位	額 (円)
二 共同住宅等	一 一戸建ての住宅		
	1 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一件につき	一四、〇〇〇
	2 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一件につき	一六、〇〇〇
	1 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一件につき	二七、〇〇〇
2 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一件につき	四二、〇〇〇	
3 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一件につき	六六、〇〇〇	
4 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	一件につき	八六、〇〇〇	
備考 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。			

別表第一三の表三の項中「二七、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に改め、同表四の項中「二二、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に改め、同表五の項中「一七、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に改め、同表六の項中「二二、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に改める。

別表第一十八の三の表一の項1口中「四八、〇〇〇」を「四九、〇〇〇」に、「八五、〇〇〇」を「八七、〇〇〇」に、「二三五、〇〇〇」を「二三八、〇〇〇」に、「一七〇、〇〇〇」を「一七四、〇〇〇」に、「二八一、〇〇〇」を「二八六、〇〇〇」に改め、同項1ハ及びニ中「八五、〇〇〇」を「八七、〇〇〇」に、「二三五、〇〇〇」を「二三八、〇〇〇」に、「一七〇、〇〇〇」を「一七四、〇〇〇」に、「二二三、〇〇〇」を「二二八、〇〇〇」に改め、同項2イ中「二八、〇〇〇」を「二九、〇〇〇」に改め、同項2ト中「へ」を「ち」に、「二四二、

〇〇〇〇」を「二四七、〇〇〇〇」に、「三〇三、〇〇〇〇」を「三〇九、〇〇〇〇」に、「三九一、〇〇〇〇」を「三九九、〇〇〇〇」に、「五五八、〇〇〇〇」を「五六九、〇〇〇〇」に、「六八七、〇〇〇〇」を「七〇一、〇〇〇〇」に、「八二二、〇〇〇〇」を「八二九、〇〇〇〇」に、「九二六、〇〇〇〇」を「九四六、〇〇〇〇」に改め、同項2中トをリとし、同項2へ中「用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた知事が定める計算方法（以下この表において「モデル建物法」という。）による」を「省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する」に、「九二、〇〇〇〇」を「九四、〇〇〇〇」に、「一一七、〇〇〇〇」を「一二〇、〇〇〇〇」に、「一五四、〇〇〇〇」を「一五八、〇〇〇〇」に、「二四八、〇〇〇〇」を「二五六、〇〇〇〇」に、「三二四、〇〇〇〇」を「三三四、〇〇〇〇」に、「三九〇、〇〇〇〇」を「四〇二、〇〇〇〇」に、「四五七、〇〇〇〇」を「四七一、〇〇〇〇」に改め、同項2中へをチとし、同項2ホ中「一一六、〇〇〇〇」を「一一八、〇〇〇〇」に、「一四六、〇〇〇〇」を「一四九、〇〇〇〇」に、「一九一、〇〇〇〇」を「一九五、〇〇〇〇」に、「二九八、〇〇〇〇」を「三〇四、〇〇〇〇」に、「三八二、〇〇〇〇」を「三九〇、〇〇〇〇」に、「四五六、〇〇〇〇」を「四六六、〇〇〇〇」に、「五三二、〇〇〇〇」を「五四三、〇〇〇〇」に改め、同項2中ホをトとし、同項2ニ中「ハ」を「ニ及びホ」に、「三六、〇〇〇〇」を「三七、〇〇〇〇」に、「七三、〇〇〇〇」を「七五、〇〇〇〇」に、「一〇三、〇〇〇〇」を「一〇五、〇〇〇〇」に、「一四五、〇〇〇〇」を「一四八、〇〇〇〇」に、「二〇八、〇〇〇〇」を「二二二、〇〇〇〇」に、「二九八、〇〇〇〇」を「三〇五、〇〇〇〇」に、「四〇四、〇〇〇〇」を「四一三、〇〇〇〇」に、「五二九、〇〇〇〇」を「五四一、〇〇〇〇」に、「六二二、〇〇〇〇」を「六三五、〇〇〇〇」に改め、同項2中ニをへとし、同項2への前に次のように加える。

ホ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（省令第十条 第二号イ(1)及びロ (2)に掲げる基準又 は同号イ(2)及びロ (1)に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。）	申請戸数が一のもの	一件につき	二八、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	五五、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	七八、〇〇〇
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	一一〇、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	一六二、〇〇〇
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	二二六、〇〇〇

	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	三二五、〇〇〇
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	四二六、〇〇〇
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	四九〇、〇〇〇

別表第一十八の三の表一の項２ハ中「一八、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「三四、〇〇〇」を「三六、〇〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「五一、〇〇〇」に、「七一、〇〇〇」を「七四、〇〇〇」に、「一〇六、〇〇〇」を「一一二、〇〇〇」に、「一六〇、〇〇〇」を「一六九、〇〇〇」に、「二二八、〇〇〇」を「二四一、〇〇〇」に、「二九五、〇〇〇」を「三一〇、〇〇〇」に、「三三六、〇〇〇」を「三五四、〇〇〇」に改め、同項２中ハをとし、同項２ロ中「イ」を「イ及びロ」に、「三六、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に改め、同項２中ロをハとし、同項２イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅（省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	一件につき	二一八、〇〇〇
---	-------	---------

別表第一十八の三の表二の項１ロ中「五一、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一二二、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「一九九、〇〇〇」を「一一一、〇〇〇」に改め、同項１ハ及びニ中「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一二二、〇〇〇」を「一二四、〇〇〇」に、「一二八、〇〇〇」を「一二八、〇〇〇」に改め、同項２ト中「ハ」を「チ」に、「一二二、〇〇〇」を「一二四、〇〇〇」に、「二五三、〇〇〇」を「二五六、〇〇〇」に、「一九九、〇〇〇」を「二〇二、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に、「三五七、〇〇〇」を「三六四、〇〇〇」に、「四二三、〇〇〇」を「四三二、〇〇〇」に、「四八五、〇〇〇」を「四九五、〇〇〇」に改め、同項２中トをりとし、同項２ハ中「モデル建物法による」を「省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する」に、「四七、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に、「六〇、〇〇〇」を「六二、〇〇〇」に、「八〇、〇〇〇」を「八二、〇〇〇」に、「一三三、〇〇〇」を「一三七、〇〇〇」に、「二二二、〇〇〇」を「二二五、〇〇〇」に、「二七六、〇〇〇」を「二八一、〇〇〇」に、「二二二、〇〇〇」を「二二八、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二五七、〇〇〇」に改め、同項２中へをチとし、同項２ホ中「五

九、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「七四、〇〇〇」を「七六、〇〇〇」に、「九八、〇〇〇」を「一〇〇、〇〇〇」に、「一五七、〇〇〇」を「一六一、〇〇〇」に、「二〇五、〇〇〇」を「二〇九、〇〇〇」に、「二四五、〇〇〇」を「二五一、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に改め、同項2中ホをトとし、同項2中「ハ」を「ニ及びホ」に、「七六、〇〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「一〇九、〇〇〇」を「一一一、〇〇〇」に、「一五八、〇〇〇」を「一六一、〇〇〇」に、「二一六、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に、「二八二、〇〇〇」を「二八八、〇〇〇」に、「三二九、〇〇〇」を「三三六、〇〇〇」に改め、同項2中ニをへとし、同項2への前に次のように加える。

ホ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（省令第十条 第二号イ(1)及びロ (2)に掲げる基準又 は同号イ(2)及びロ (1)に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。）	申請戸数が一のもの	一件につき	一四、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	四一、〇〇〇
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	八六、〇〇〇
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	一七六、〇〇〇
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	二三〇、〇〇〇
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	二六四、〇〇〇

別表第二十八の三の表二の項2ハ中「一八、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「三八、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に、「五八、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に、「八九、〇〇〇」を「九三、〇〇〇」に、「一二七、〇〇〇」を「一三四、〇〇〇」に、「一六四、〇〇〇」を「一七三、〇〇〇」に、「二八五、〇〇〇」を「二九六、〇〇〇」に改め、同項2中ハをニとし、同項

2 口中「イ」を「イ及びロ」に改め、同項2 中ロをハとし、同項2 イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅（省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	一件につき	一四、〇〇〇
---	-------	--------

別表第二十八の三の表に次のように加える。

三 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十六条の二に規定する軽微な変更に関する付書面の交付	低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書（平成二十四年国土交通省令第八十六号）	1 登録住宅性能評価機関が関する法律第五十条	イ 一戸建ての住宅	ロ 一戸建ての住宅以外の住宅		戸部分	その他
				申請戸数が一のもの	申請戸数が一を超過五以下のもの		
			一件につき	一件につき	一件につき		二、〇〇〇
			一件につき	一件につき	一件につき		三、〇〇〇
			一件につき	一件につき	一件につき		五、〇〇〇
			一件につき	一件につき	一件につき		九、〇〇〇
			一件につき	一件につき	一件につき		一五、〇〇〇
			一件につき	一件につき	一件につき		二六、〇〇〇
			一件につき	一件につき	一件につき		四一、〇〇〇

知事  
が定  
める  
方法  
によ  
る場  
合

ハ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅の共 用部分		超え二百以下の もの	申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの	申請戸数が三百 を超えるもの
床面積が千平方 メートルを超え 二千平方メー トル以下のもの	一件につき  九、 〇〇〇			
床面積が三百平 方メートルを超 え千平方メー トル以下のもの	一件につき  五、 〇〇〇			
床面積が三百平 方メートル以下 のもの	一件につき  三、 〇〇〇			
申請戸数が三百 を超えるもの	一件につき  五、 〇〇〇			
申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの	一件につき  五、 〇〇〇			
床面積が五平方 メートルを超 え一万平方メ ートル以下のもの	一件につき  四、 〇〇〇			

						ニ 住宅 以外の 建築物		
床面積が五平方メートルを超えるもの	床面積が二平方メートルを超えるもの	床面積が千平方メートルを超える二平方メートル以下のもの	床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの	床面積が三百平方メートル以下のもの	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	床面積が一万平方メートルを超える二万五千平方メートル以下のもの	一件につき	五二、〇〇〇
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	六五、〇〇〇	
四一、〇〇〇	二六、〇〇〇	九、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇				

				2 1		合 の 場 以 外 場 合 に 掲 げ る	
戸部分 の 住宅の住 外 の住 住宅以 建 ての もの 申請戸数 が一 の	申請戸数 が一 の	ハ 一戸建 ての住宅 (イ及 びロに 掲げる 住宅を 除く。)	ロ 一戸建 ての住宅 (省令 第十條 第二号 イ(1)及 びロ(2) に掲げ る基準 又は同 号イ(2) 及びロ (1)に 掲げる 基準を 満たし ている ことを 確認す る場合 に限る。)	イ 一戸建 ての住宅 (省令 第十條 第二号 イ(2)及 びロ(2) に掲げ る基準 を満た してい ることを 確認す る場合 に限る。)	床面積が 一万平方 メートル を超え るもの	床面積が 二万五千 平方メー ートル を超える もの	床面積が 二万五千 平方メー ートル を超える もの
九、 〇〇〇	五、 〇〇〇	一〇、 〇〇〇	七、 〇〇〇	五、 〇〇〇	六五、 〇〇〇		五二、 〇〇〇

（省令 戸部分 宅の住 外の住 住宅以 建てる ホ 一戸		第十條 第二号 イ(2)及 びロ(2) に掲げ る基準 を満た してい ること を確認 する場 合に限 る。)							
の	申請戸数が一を 超え五以下のもの	申請戸数が一の もの	申請戸数が三百 を超えるもの	申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの	申請戸数が百を 超え二百以下の もの	申請戸数が五十 を超え百以下の もの	申請戸数が二十 五を超え五十以 下のもの	申請戸数が十を 超え二十五以下 のもの	申請戸数が五を 超え十以下のもの
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	一四、〇〇〇	七、〇〇〇	九八、〇〇〇	八六、〇〇〇	六七、〇〇〇	四七、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一四、〇〇〇

へ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅の住 戸部分 (二及	第十條 第二号 イ(1)及 びロ(2) に掲げ る基準 又は同 号イ(2) 及びロ (1)に掲 げる基 準を満 たして いるこ とを確 認する 場合に 限る。
の 超え五以下の 申請戸数が一を 一件につき	申請戸数が五を 超え十以下の の 申請戸数が十を 超え二十五以下 のもの 申請戸数が二十 五を超え五十以 下のもの 申請戸数が五十 を超え百以下の もの 申請戸数が百を 超え二百以下の もの 申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの 申請戸数が三百 を超えるもの 一件につき 一九、〇〇〇
申請戸数が一の もの 一件につき 一〇、〇〇〇	申請戸数が十を 超え二十五以下 のもの 申請戸数が二十 五を超え五十以 下のもの 申請戸数が五十 を超え百以下の もの 申請戸数が百を 超え二百以下の もの 申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの 申請戸数が三百 を超えるもの 一件につき 二九、〇〇〇
申請戸数が一の もの 一件につき 一九、〇〇〇	申請戸数が五を 超え十以下の の 申請戸数が十を 超え二十五以下 のもの 申請戸数が二十 五を超え五十以 下のもの 申請戸数が五十 を超え百以下の もの 申請戸数が百を 超え二百以下の もの 申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの 申請戸数が三百 を超えるもの 一件につき 二〇、〇〇〇

用部分 宅の共 外の住 住宅以 建てる ト一戸	びホに掲げる住宅の住戸部 分を除く。）								
	申請戸数が五を 超え十以下の もの	申請戸数が十を 超え二十五以 下のもの	申請戸数が二十 五を超え五十以 下のもの	申請戸数が五十 を超え百以下の もの	申請戸数が百を 超え二百以下の もの	申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの	申請戸数が三百 を超えるもの	申請戸数が三百平 方メートル以下 のもの	申請戸数が三百平 方メートルを超 え千平方メート
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	二七、〇〇〇	三八、〇〇〇	五五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一四四、〇〇〇	一六八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三八、〇〇〇

イ(2)及 第一号 第十号 (省令)	チ 住宅 以外の 建築物 のもの	床面積が三百平方メートル以下	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	ル以下のもの
	床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
		三二、〇〇〇	一四七、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	

を 除 建 築 物 掲 げ る 建 築 物 の もの (千に)	リ 住 宅 以 外 の 建 築 物 の もの	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	び ロ (2) に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る。 (
七 八、 〇 〇 〇	六 二、 〇 〇 〇	一 二 九、 〇 〇 〇	一 〇 九、 〇 〇 〇	九 〇、 〇 〇 〇	六 八、 〇 〇 〇	四 一、 〇 〇 〇	
一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	



別表第十八の三の表備考第四号中「ハ又はニ」を「ニ、ホ又はヘ」に改め、「申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「（前号に規定する場合にあつては、同号の規定により計算した額）」を加え、「ホ」を「ト」に改め、同表備考第五号中「額は、ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ハ又はニを「額は、ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ハ又はニ」を「額は、ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄）に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄）に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額」を「これらの規定により計算した額」に、「ヘ又はト」を「チ又はリ」に改める。

別表第十八の四の表一の項中「平成二十七年法律第五十三号。」を削り、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項1ニ中「法第三十四条第一項」を「住宅以外の建築物（法第二十九条第一項）に改め、「他の建築物」の下に「に限る。」を加え、「八五、〇〇〇」を「八七、〇〇〇」に、「一三五、〇〇〇」を「一三八、〇〇〇」に、「一七〇、〇〇〇」を「一七四、〇〇〇」に、「二一三、〇〇〇」を「二一八、〇〇〇」に改め、同項1中ニをカとし、同項1ハ中「ニ」を「住宅以外の建築物（カ）に改め、「定める建築物」の下に「に限る。」を加え、「一九、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇三、〇〇〇」に、「一五一、〇〇〇」を「一五五、〇〇〇」に、「一八七、〇〇〇」を「一九三、〇〇〇」に、「二三三、〇〇〇」を「二三九、〇〇〇」に改め、同項1中ハをワとし、同項1ロ中「ハ及びニに掲げる建築物以外の建築物（省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合）」を「住宅以外の建築物（ル、ワ及びカに掲げる建築物）」に、「二四二、〇〇〇」を「二四七、〇〇〇」に、「三〇三、〇〇〇」を「三〇九、〇〇〇」に、「三九一、〇〇〇」を「三九九、〇〇〇」に、「五五八、〇〇〇」を「五六九、〇〇〇」に、「六八七、〇〇〇」を「七〇一、〇〇〇」に、「八一二、〇〇〇」を「八二九、〇〇〇」に、「九二六、〇〇〇」を「九四六、〇〇〇」に改め、同項1中ロをヲとし、同項1イ中「ハ及びニに掲げる建築物以外の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。））」を「住宅以外の建築物（ワ及びカに掲げる建築物を除く。）（省令）」に、「九二、〇〇〇」を「九四、〇〇〇」に、「一一七、〇〇〇」を「一二〇、〇〇〇」に、「一五四、〇〇〇」を「一五八、〇〇〇」に、「二四八、〇〇〇」を「二五六、〇〇〇」に、「三二四、〇〇〇」を「三三四、〇〇〇」に、「三九〇、〇〇〇」を「四〇二、〇〇〇」に、「四五七、〇〇〇」を「四七一、〇〇〇」に改め、同項1中イをルとし、同項1ルの前に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（ニに掲げる住宅を除く。）（建築物	一件につき	一九、〇〇〇
----------------------------	-------	--------



ト 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（ホ、へ及び チに掲げる住宅の 住戸部分を除く。）				へ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（チに掲げる 住宅の住戸部分を 除く。）（省令第 一条第一項第二号 イ(1)及びロ(2)に掲 げる基準又は同号 イ(2)及びロ(1)に掲 げる基準を満たし ていることを確認 する場合同に限る。）														
の	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	申請戸数が五を超え十以下のもの	申請戸数が一を超え五以下のもの	申請戸数が一のもの	申請戸数が三百を超えるもの	の	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	申請戸数が百を超え二百以下のもの	申請戸数が五十を超え百以下のもの	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	の	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	申請戸数が五を超え十以下のもの	申請戸数が一を超え五以下のもの	申請戸数が一のもの	申請戸数が三百を超えるもの	の	
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
	一四八、 〇〇〇	一〇五、 〇〇〇	七五、 〇〇〇	三七、 〇〇〇	四九〇、 〇〇〇		四二六、 〇〇〇	三二五、 〇〇〇	二三六、 〇〇〇	一六二、 〇〇〇		一一〇、 〇〇〇	七八、 〇〇〇	五五、 〇〇〇	二八、 〇〇〇	三五四、 〇〇〇		

<p>リ 一戸建ての住宅</p>	<p>チ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（法第二十九 条第一項の認定を 受けた建築物エネ ルギー消費性能向 上計画に係る同条 第三項に規定する 他の建築物に限 る。）</p>														
<p>床面積が三百平方メートル以下のもの</p>	<p>申請戸数が三百を超えるもの</p>	<p>の 申請戸数が二百を超え三百以下のもの</p>	<p>申請戸数が百を超え二百以下のもの</p>	<p>申請戸数が五十を超え百以下のもの</p>	<p>もの 申請戸数が二十五を超え五十以下のもの</p>	<p>の 申請戸数が十を超え二十五以下のもの</p>	<p>申請戸数が五を超え十以下のもの</p>	<p>申請戸数が一を超え五以下のもの</p>	<p>申請戸数が一のもの</p>	<p>申請戸数が三百を超えるもの</p>	<p>の 申請戸数が二百を超え三百以下のもの</p>	<p>申請戸数が百を超え二百以下のもの</p>	<p>申請戸数が五十を超え百以下のもの</p>	<p>もの 申請戸数が二十五を超え五十以下のもの</p>	
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	
<p>一一八、〇〇〇</p>	<p>一八六、〇〇〇</p>	<p>一七四、〇〇〇</p>	<p>一三八、〇〇〇</p>	<p>八七、〇〇〇</p>	<p>四九、〇〇〇</p>	<p>二九、〇〇〇</p>	<p>一七、〇〇〇</p>	<p>一〇、〇〇〇</p>	<p>五、〇〇〇</p>	<p>六三五、〇〇〇</p>	<p>五四一、〇〇〇</p>	<p>四一三、〇〇〇</p>	<p>三〇五、〇〇〇</p>	<p>二二二、〇〇〇</p>	

<p>以外の住宅の共用部分（又は掲げる住宅の共用部分を除く。）</p>	<p>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>一四九、〇〇〇</p>
<p>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>一九五、〇〇〇</p>
<p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>三〇四、〇〇〇</p>
<p>床面積が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>床面積が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>三四三、〇〇〇</p>
<p>又 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（法第二十九条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に規定する他の建築物に限る。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>一〇、〇〇〇</p>
<p>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>一八、〇〇〇</p>
<p>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>二九、〇〇〇</p>
<p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>八七、〇〇〇</p>
<p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>一三八、〇〇〇</p>

床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの	一件につき	一七四、〇〇〇
床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	一件につき	一二八、〇〇〇

別表第十八の四の表一の項2中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項2中「法第三十四条第一項」を「住宅以外の建築物（法第二十九条第一項）に改め、「他の建築物」の下に「に限る。」を加え、「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一一二、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「二二八、〇〇〇」を「二三一、〇〇〇」に改め、同項2中ニをカとし、同項2ハ中「三」を「住宅以外の建築物（カ）に改め、「定める建築物」の下に「に限る。」を加え、「一五、〇〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に、「五八、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「八九、〇〇〇」を「九一、〇〇〇」に、「一一〇、〇〇〇」を「一一四、〇〇〇」に、「一三八、〇〇〇」を「一四一、〇〇〇」に改め、同項2中ハをワとし、同項2ロ中「ハ及びニに掲げる建築物以外の建築物（省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合）を「住宅以外の建築物（ル、ワ及びカに掲げる建築物）」に、「一二二、〇〇〇」を「一二四、〇〇〇」に、「一五三、〇〇〇」を「一五六、〇〇〇」に、「一九九、〇〇〇」を「二〇二、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に、「三五七、〇〇〇」を「三六四、〇〇〇」に、「四二三、〇〇〇」を「四三二、〇〇〇」に、「四八五、〇〇〇」を「四九五、〇〇〇」に改め、同項2中ロをヲとし、同項2イ中「ハ及びニに掲げる建築物以外の建築物」を「住宅以外の建築物（ワ及びカに掲げる建築物を除く。）」に、「四七、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に、「六〇、〇〇〇」を「六二、〇〇〇」に、「八〇、〇〇〇」を「八二、〇〇〇」に、「一三三、〇〇〇」を「一三七、〇〇〇」に、「一七六、〇〇〇」を「一八一、〇〇〇」に、「二二二、〇〇〇」を「二二八、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二五七、〇〇〇」に改め、同項2中イをルとし、同項2ルの前に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（ニに掲げる住宅を除く。）（省令第一条第二項第二号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	一件につき	一〇、〇〇〇
ロ 一戸建ての住宅（ニに掲げる住宅を除く。）（省令第	一件につき	一四、〇〇〇

へ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸	ホ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（チに掲げる 住宅の住戸部分を 除く。）（省令第 一条第一項第二号 イ(2)及びロ(2)に掲 げる基準を満たし ていることを確認 する場合に限る。）										ニ 一戸建ての住宅（法第二十九条第一項の認定を受けた 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に 規定する他の建築物に限る。）	ハ 一戸建ての住宅（イ、ロ及びニに掲げる住宅を除 く。）	一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ (2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する 場合に限る。）																								
	申請戸数が一のもの	申請戸数が三百を超えるもの	の	申請戸数が二百を超える三百以下のもの	申請戸数が百を超え二百以下のもの	申請戸数が五十を超え百以下のもの	もの	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	の	申請戸数が十を超え二十五以下のもの				申請戸数が五を超え十以下のもの	申請戸数が一を超え五以下のもの	申請戸数が一のもの	一件につき	一四、〇〇〇	一九六、〇〇〇	一七三、〇〇〇	一三四、〇〇〇	九三、〇〇〇	六一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	一九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一九、〇〇〇								

ト 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（ホ、へ及び チに掲げる住宅の 住戸部分を除く。）							部分（チに掲げる 住宅の住戸部分を 除く。）（省令第 一条第一項第二号 イ(1)及びロ(2)に掲 げる基準又は同号 イ(2)及びロ(1)に掲 げる基準を満たし ていることを確認 する場合に限る。）							
申請戸数が百を超える二百以下のもの	申請戸数が五十を超える百以下のもの	申請戸数が二十五を超える五十以下のもの	申請戸数が十を超える二十五以下のもの	申請戸数が五を超える十以下のもの	申請戸数が一を超える五以下のもの	申請戸数が一のもの	申請戸数が三百を超えるもの	申請戸数が二百を超える三百以下のもの	申請戸数が百を超える二百以下のもの	申請戸数が五十を超える百以下のもの	申請戸数が二十五を超える五十以下のもの	申請戸数が十を超える二十五以下のもの	申請戸数が五を超える十以下のもの	申請戸数が一を超える五以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二二〇、〇〇〇	一六一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	七七、〇〇〇	五四、〇〇〇	三八、〇〇〇	一九、〇〇〇	二六四、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	一七六、〇〇〇	一二七、〇〇〇	八六、〇〇〇	五八、〇〇〇	四一、〇〇〇	二九、〇〇〇



	<p>平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>一六一、〇〇〇</p> <p>二〇九、〇〇〇</p> <p>二五二、〇〇〇</p> <p>二九三、〇〇〇</p> <p>六、〇〇〇</p>
<p>又 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（法第二十九条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に規定する他の建築物に限る。）</p>	<p>床面積が三百平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの</p> <p>床面積が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇</p> <p>一七、〇〇〇</p> <p>五二、〇〇〇</p> <p>八三、〇〇〇</p> <p>一〇四、〇〇〇</p> <p>一三一、〇〇〇</p>

別表第一十八の四の表二の項中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項1中「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同項1口中「四八、〇〇〇」を「四九、〇〇〇」に、「八五、〇〇〇」を「八七、〇〇〇」に、「一三五、〇〇〇」を「一三八、〇〇〇」に、「一七〇、〇〇〇」を「一七四、〇〇〇」に、「一八一、〇〇〇」を「一八六、〇〇〇」に改め、同項1ハ及びニ中「八五、〇〇〇」を「八七、〇〇〇」に、「一三五、〇〇〇」を「一三八、〇〇〇」に、「一七〇、〇〇〇」を「一七四、〇〇〇」に、「一二三、〇〇〇」を「一二八、〇〇〇」に改め、同項2イ中「二八、〇〇〇」を「二九、〇〇〇」に改め、同項2ト中「ヘ」を「チ」に、「二四二、〇〇〇」を「二四七、〇〇〇」に、「三〇三、〇〇〇」を「三〇九、〇〇〇」に、「三九一、〇〇〇」を「三九九、〇〇〇」に、「五五八、〇〇〇」を「五六九、〇〇〇」に、「六八七、〇〇〇」を「七〇一、〇〇〇」に、「八一二、〇〇〇」を「八二九、〇〇〇」に、「九二六、〇〇〇」を「九四六、〇〇〇」に改め、同項2中トをリとし、同項2へ中「九二、〇〇〇」を「九四、〇〇〇」に、「一一七、〇〇〇」を「一二〇、〇〇〇」に、「一五四、〇〇〇」を「一五八、〇〇〇」に、「二四八、〇〇〇」を「二五六、〇〇〇」に、「三二四、〇〇〇」を「三三四、〇〇〇」に、「三九〇、〇〇〇」を「四〇二、〇〇〇」に、「四五七、〇〇〇」を「四七一、〇〇〇」に改め、同項2中へをチとし、同項2ホ中「一一六、〇〇〇」を「一一八、〇〇〇」に、「二四六、〇〇〇」を「二四九、〇〇〇」に、「一九一、〇〇〇」を「一九五、〇〇〇」に、「二九八、〇〇〇」を「三〇四、〇〇〇」に、「三八二、〇〇〇」を「三九〇、〇〇〇」に、「四五六、〇〇〇」を「四六六、〇〇〇」に、「五三二、〇〇〇」を「五四三、〇〇〇」に改め、同項2中ホをトとし、同項2ニ中「ハ」を「ニ及びホ」に、「三六、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に、「七三、〇〇〇」を「七五、〇〇〇」に、「一〇三、〇〇〇」を「一〇五、〇〇〇」に、「一四五、〇〇〇」を「一四八、〇〇〇」に、「二〇八、〇〇〇」を「二一二、〇〇〇」に、「二九八、〇〇〇」を「三〇五、〇〇〇」に、「四〇四、〇〇〇」を「四一三、〇〇〇」に、「五二九、〇〇〇」を「五四一、〇〇〇」に、「六二二、〇〇〇」を「六三五、〇〇〇」に改め、同項2中ニをへとし、同項2への前に次のように加える。

ホ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（省令第十条 第二号イ(1)及びロ (2)に掲げる基準又 は同号イ(2)及びロ (1)に掲げる基準を	申請戸数が一のもの	一件につき	二八、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	五五、〇〇〇	
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	七八、〇〇〇	
申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	一一〇、〇〇〇	



〇〕に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に、「三五七、〇〇〇」を「三六四、〇〇〇」に、「四二三、〇〇〇」を「四三二、〇〇〇」に、「四八五、〇〇〇」を「四九五、〇〇〇」に改め、同項2中トをリとし、同項2へ中「四七、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に、「六〇、〇〇〇」を「六二、〇〇〇」に、「八〇、〇〇〇」を「八二、〇〇〇」に、「一三三、〇〇〇」を「一三七、〇〇〇」に、「一七六、〇〇〇」を「一八一、〇〇〇」に、「二二二、〇〇〇」を「二二八、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二五七、〇〇〇」に改め、同項2中へをチとし、同項2ホ中「五九、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「七四、〇〇〇」を「七六、〇〇〇」に、「九八、〇〇〇」を「一〇〇、〇〇〇」に、「一五七、〇〇〇」を「一六一、〇〇〇」に、「二〇五、〇〇〇」を「二〇九、〇〇〇」に、「二四五、〇〇〇」を「二五一、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に改め、同項2中ホをトとし、同項2中「ハ」を「ニ及びホ」に、「七六、〇〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「一〇九、〇〇〇」を「一一一、〇〇〇」に、「一五八、〇〇〇」を「一六一、〇〇〇」に、「二二六、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に、「二八二、〇〇〇」を「二八八、〇〇〇」に、「三二九、〇〇〇」を「三三六、〇〇〇」に改め、同項2中ニをへとし、同項2への前に次のように加える。

ホ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（省令第十条 第二号イ(1)及びロ (2)に掲げる基準又 は同号イ(2)及びロ (1)に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。）	申請戸数が一のもの	一件につき	一四、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇	
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	四一、〇〇〇	
申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇	
申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	八六、〇〇〇	
申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇	
申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	一七六、〇〇〇	
申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	二三〇、〇〇〇	

	申請戸数が三百を超えるもの	
	一件につき	二六四、〇〇〇

別表第十八の四の表三の項2ハ中「二八、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「三八、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に、「五八、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に、「八九、〇〇〇」を「九三、〇〇〇」に、「一二七、〇〇〇」を「一三四、〇〇〇」に、「一六四、〇〇〇」を「一七三、〇〇〇」に、「二八五、〇〇〇」を「一九六、〇〇〇」に改め、同項2中ハをニとし、同項2ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同項2中ロをハとし、同項2イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅（省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	一件につき	一四、〇〇〇
---	-------	--------

別表第十八の四の表四の項を削り、同表五の項中「（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一條」を「第十三條」に、「輕微変更該當證明書交付手数料」を「性能確保計画輕微変更該當證明書交付手数料」に改め、同項3中「用途」を「住宅以外の建築物（用途）に改め、「定める建築物」の下に「に限る。」を加え、

「五、〇〇〇を六、〇〇〇に、

「七、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一二、〇〇〇」に、「二九、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に、「四四、〇〇〇」を「四六、〇〇〇」に、「五五、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に、「六九、〇〇〇」を「七一、〇〇〇」に改め、同項3を同項10とし、同項2中「3に掲げる建築物以外の建築物（省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合）」を「住宅以外の建築物（8及び10に掲げる建築物）」に、「六〇、〇〇〇」を「六二、〇〇〇」に、「七七、〇〇〇」を「七八、〇〇〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇一、〇〇〇」に、「一四三、〇〇〇」を「一四七、〇〇〇」に、「一七八、〇〇〇」を「一八二、〇〇〇」に、「二一一、〇〇〇」を「二二六、〇〇〇」に、「二四二、〇〇〇」を「二四七、〇〇〇」に改め、同項2を同項9とし、同項1中「3に掲げる建築物以外の建築物」を「住宅以外の建築物（10に掲げる建築物を除く。）」に、「二三、〇〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「三〇、〇〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「六六、〇〇〇」を「六八、〇〇〇」に、「八八、〇〇〇」を「九〇、〇〇〇」に、「一〇六、〇〇〇」を「一一〇、〇〇〇」に、「一二五、〇〇〇」を「一二九、〇〇〇」に改め、同項1を同項8とし、同項8の前に次のように加える。

1 一戸建ての住宅（省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ	一件につき	五、〇〇〇
------------------------------	-------	-------



<p>6 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分（4及び5に 掲げる住宅の住戸 部分を除く。）</p>								<p>及びロ(2)に掲げる 基準又は同号イ(2) 及びロ(1)に掲げる 基準を満たしてい ることを確認する 場合に限る。）</p>							
申請戸数が二百を超える三百以下のもの	申請戸数が百を超え二百以下のもの	申請戸数が五十を超え百以下のもの	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	申請戸数が五を超え十以下のもの	申請戸数が一を超え五以下のもの	申請戸数が一のもの	申請戸数が三百を超えるもの	申請戸数が二百を超える三百以下のもの	申請戸数が百を超え二百以下のもの	申請戸数が五十を超え百以下のもの	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	申請戸数が五を超え十以下のもの	
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
一四四、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	三八、〇〇〇	二七、〇〇〇	一九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一三二、〇〇〇	一一五、〇〇〇	八八、〇〇〇	六三、〇〇〇	四三、〇〇〇	二九、〇〇〇	二〇、〇〇〇	



第二十八  
条に規定  
する軽微  
な変更に  
該当する  
ことを証  
する書面  
の交付

第三十  
条第一項  
各号に掲  
げる基準  
に適合す  
ることを  
証する書  
面を添付  
する場合  
その他知  
事定めた  
方法によ  
る場合

戸部分		の								
住宅の共 外の住 住宅以 建てる ハ一戸	の	申請戸数が五を 超え十以下の もの	申請戸数が十を 超え二十五以 下のもの	申請戸数が二十 五を超え五十 以下のもの	申請戸数が五十 を超え百以下 のもの	申請戸数が百を 超え二百以下 のもの	申請戸数が二百 を超え三百以 下のもの	申請戸数が三百 を超えるもの	床面積が三百平 方メートル以下 のもの	床面積が三百平 方メートル以下 のもの
		一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
		五、 〇〇〇	九、 〇〇〇	一五、 〇〇〇	二六、 〇〇〇	四一、 〇〇〇	五一、 〇〇〇	五六、 〇〇〇	三、 〇〇〇	五、 〇〇〇

ニ 住宅 以外の 建築物		用部分					
床面積が三百平 方メートル以下 のもの	床面積が三百平 方メートル以下 のもの	床面積が二万五 千平方メートル を超えるもの	床面積が一万平 方メートルを超 え二万五千平方 メートル以下の もの	床面積が五千平 方メートルを超 え一万平方メー トル以下のもの	床面積が二千平 方メートルを超 え五千平方メー トル以下のもの	床面積が千平方 メートルを超え 二千平方メー トル以下のもの	方メートルを超 え千平方メー トル以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
五、 〇〇〇	三、 〇〇〇	六五、 〇〇〇	五二、 〇〇〇	四一、 〇〇〇	二六、 〇〇〇	九、 〇〇〇	

2 1 に掲 げる 場合 以外						
	イ 一戸建ての住宅（省令 第十条第二号イ(2)及びロ (2)に掲げる基準を満たし ていることを確認する場 合に限る。）					
	床面積が二万五 千平方メートル を超えるもの	床面積が一万平 方メートルを超 え二万五千平方 メートル以下の もの	床面積が五千平 方メートルを超 え一万平方メー トル以下のもの	床面積が二千平 方メートルを超 え五千平方メー トル以下のもの	床面積が千平方 メートルを超え 二千平方メート ル以下のもの	方メートルを超 え千平方メート ル以下のもの
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
	五、 〇〇〇	六五、 〇〇〇	五二、 〇〇〇	四一、 〇〇〇	二六、 〇〇〇	九、 〇〇〇

合  
の  
場

<p>る。 合に 限 す 場 を 確 認 す る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る。 (</p>	<p>下 の も の</p>	<p>申 請 戸 数 が 二 十 五 を 超 え 五 十 以 下 の も の</p>	<p>申 請 戸 数 が 十 を 超 え 二 十 五 以 下 の も の</p>	<p>申 請 戸 数 が 五 を 超 え 十 以 下 の も の</p>	<p>申 請 戸 数 が 一 を 超 え 五 以 下 の も の</p>	<p>申 請 戸 数 が 一 の も の</p>	<p>申 請 戸 数 が 一 を 超 え 五 以 下 の も の</p>	<p>申 請 戸 数 が 一 を 超 え 五 以 下 の も の</p>	<p>二 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 の 住 戸 部 分 ( 省 令 第十 条 第二 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る。 (</p>	<p>ハ 一 戸 建 て の 住 宅 ( イ 及 び ロ に 掲 げ る 住 宅 を 除 く。 )</p>	<p>ロ 一 戸 建 て の 住 宅 ( 省 令 第十 条 第二 号 イ (1) 及 び ロ (2) に 掲 げ る 基 準 又 は 同 号 イ (2) 及 び ロ (1) に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る。 )</p>	<p>一 件 に つ き</p>	<p>一 件 に つ き</p>	<p>一 件 に つ き</p>	<p>一 件 に つ き</p>	<p>一 件 に つ き</p>	<p>一 件 に つ き</p>	<p>四 七 、 〇 〇 〇</p>	<p>三 〇 、 〇 〇 〇</p>	<p>二 〇 、 〇 〇 〇</p>	<p>一 四 、 〇 〇 〇</p>	<p>九 、 〇 〇 〇</p>	<p>五 、 〇 〇 〇</p>	<p>一 〇 、 〇 〇 〇</p>	<p>七 、 〇 〇 〇</p>
---	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--	--	--	--	----------------------------------	----------------------------------	--	----------------------------------

とを確 いるこ たして 準を満 げる基 (1)に掲 及びロ 号イ(2) 又は同 る基準 に掲げ びロ(2) イ(1)及 第二号 第十条 (省令 戸部分 宅の住 外の住 住宅以 建ての ホ一戸	申請戸数が五十 を超え百以下の もの	申請戸数が二十 五を超え五十以 下のもの	申請戸数が十を 超え二十五以下 のもの	申請戸数が五を 超え十以下のも の	申請戸数が一を 超え五以下のも の	申請戸数が一の もの	申請戸数が三百 を超えるもの	申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの	申請戸数が百を 超え二百以下の もの
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
六三、 〇〇〇	四三、 〇〇〇	二九、 〇〇〇	二〇、 〇〇〇	一四、 〇〇〇	七、 〇〇〇	九八、 〇〇〇	八六、 〇〇〇	六七、 〇〇〇	

認する 場合に 限る。）		へ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅の住 戸部分 (二及 びホに 掲げる 住宅の 住戸部 分を除 く。)
申請戸数が百を 超え二百以下の もの	申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの	申請戸数が三百 を超えるもの
一件につき	一件につき	一件につき
八八、 〇〇〇	一一五、 〇〇〇	一三二、 〇〇〇
申請戸数が一の もの	申請戸数が一を 超え五以下のも の	申請戸数が五を 超え十以下のも の
一件につき	一件につき	一件につき
一九、 〇〇〇	二七、 〇〇〇	三八、 〇〇〇
申請戸数が二十 五を超え五十以 下のもの	申請戸数が五十 を超え百以下の もの	一件につき
五五、 〇〇〇	八〇、 〇〇〇	

		ト 一戸 建てる 住宅以 外の住 宅の共 用部分							
申請戸数が百を 超え二百以下の もの	申請戸数が二百 を超え三百以下 のもの	申請戸数が三百 を超えるもの	床面積が三百平 方メートル以下 のもの	床面積が三百平 方メートルを超 え千平方メート ル以下のもの	床面積が千平方 メートルを超え 二千平方メート ル以下のもの	床面積が二千平 方メートルを超 え五千平方メー トル以下のもの	床面積が五千平 方メートルを超 え一万平方メー	一件につき	一一〇、〇〇〇
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		
	一四四、〇〇〇	一六八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一〇四、〇〇〇		

	チ住宅 以外の 建築物 のもの (省令)	第十条 第一号 イ(2)及 びロ(2) に掲げ る基準 を満た してい ること を確認 する場 合に限 る。)			
トル以下のもの	床面積が三百平方メートル以下	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一二五、〇〇〇	二四、〇〇〇	三一、〇〇〇	四一、〇〇〇	六八、〇〇〇	九〇、〇〇〇



トル以下のもの	床面積が一平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの	一件につき	一二六、〇〇〇
床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	一件につき	二四七、〇〇〇	

別表第一十八の四の表備考第四号から第七号まで、第十三号及び第十四号を削り、同表備考第十五号を次のように改める。

十五 四の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を  
 4、5又は6のうち二以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、  
 4、5又は6の区分の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、6の区分の欄（当該建築物の住戸部分を4及び5の区分により計算する評価方法による場合にあつては、5の区分の欄）に掲げる当該申請の全戸数に  
 応じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

別表第一十八の四の表備考第十六号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十六号第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号を同表備考第二十一号とし、同号の前に次の五号を加える。

十六 四の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を  
 計算する評価方法による場合の手数料の額は、4、5又は6の区分の欄に掲げる当該申請  
 戸数に  
 応じそれぞれ額の欄に掲げる額（前号に規定する場合にあつては、同号の規定により計算した額）及び7の区分の欄に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に  
 応じそれぞれ額の欄に掲げる額とする。

十七 四の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の  
 建築物が含まれている場合の手数料の額は、4、5又は6の区分の欄に掲げる当該申請戸  
 数に  
 応じそれぞれ額の欄に掲げる額（前二号に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及び8、9又は10の区分の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に  
 応じそれぞれ額の欄に掲げる額（次号及び第十九号に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）を合計した額とする。

十八 四の項における住宅以外の建築物について、申請に係る建築物に10に掲げる建築物（以下この号及び次号において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、8又は9の区分の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び10の区分の欄に掲げる当該工場等の部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、8又は9の区分の欄に掲げる当該申請に係る建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

十九 前号の規定にかかわらず、申請に係る建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として知事が定めるもの（省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の申請に係る手数料の額は、10の区分の欄に掲げる当該申請に係る建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額とする。

二十 五の項における建築物について、法第二十九条第三項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更に該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、区分の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、第九号から第十号までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

別表第一十八の四の表備考第十二号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同号を同表備考第十四号とし、同表備考第十一号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第七号から第九号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同号を同表備考第十三号とし、同表備考第十号中「第二十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第七号」を「第九号」に改め、同号を同表備考第十二号とし、同表備考第九号中「及び三の項」を「三の項及び五の項」に、「額は、ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ハ又はニ」を「額は、ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ニ、ホ又はヘ」に、「前号」を「前二号」に、「ロの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ハ又はニの区分の欄」に掲げる当該申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの区分の欄（2）に掲げる場合にあつては、ホの区分の欄）に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に同じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額」を「これらの規定により計算した額」に、「ヘ又はト」を「チ又はリ」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第八号中「及び三の項」を「三の項及び五の項」に、「ハ又はニ」を「ニ、ホ又はヘ」に改め、「申請戸数に同じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「（前号に規定する場合にあつては、同号の規定により計算した額）」を加え、「ホ」を「ト」に改め、同号を同表備考第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 二の項、三の項及び五の項における一戸建ての住宅以外の住宅（2）に掲げる場合に限

る。)について、申請に係る建築物の住戸部分をニ、ホ又はへのうち二以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、ニ、ホ又はへの区分の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額(当該合計した額が、への区分の欄(当該建築物の住戸部分をニ及びホの区分により計算する評価方法による場合にあつては、ホの区分の欄)に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額)とする。

別表第一十八の四の表備考第三号中「ハ」を「ワ」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考第二号中「おける」の下に「住宅以外の」を加え、「ハ」を「ワ」に、「イ又はロ」を「ル又はヲ」に改め、同号を同表備考第七号とし、同号の前に次の三号を加える。

四 一の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の住戸部分をホ、へ又はトのうち二以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、ホ、へ又はトの区分の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額(当該合計した額が、トの区分の欄(当該建築物の住戸部分をホ及びへの区分により計算する評価方法による場合にあつては、への区分の欄)に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額)とする。

五 一の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、ホ、へ、ト又はチの区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額(前号に規定する場合にあつては、同号の規定により計算した額)及びリ又はヌの区分の欄に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

六 一の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、ホ、へ、ト又はチの区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額(前二号に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額)及びル、ヲ、ワ又はカの区分の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額(次号及び第八号に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額)を合計した額とする。

別表第一十八の四の表備考第一号中「五の項」を「四の項」に改め、同号を同表備考第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 この表において「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。  
二 この表において「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一三の表の改正規定は、令和七年七月一日から施行する。

## 提 案 説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。